

令和6年度 消防職員被服
仕様書

新発田地域広域消防本部

この仕様書は、新発田地域広域消防本部（以下、「当本部」という。）が調達する消防職員被服の仕様について定める。

1 総則

- (1) 製作については、消防吏員服制基準（昭和42年2月3日消防庁告示第1号）に定めるもののほか、品目ごとの特記仕様書によるものとする。
- (2) 仕様素材は、全て良質なものを使用し、また製作工程上の品質管理の適正を図ること。
- (3) 仕様書に記載のない事項についても、誠意をもってあたり、優美な製品に仕上げること。

2 品目及び数量

別紙1「令和6年度 消防職員被服 内訳書」のとおりとする。

3 納入期限

令和7年3月31日

ただし、完成した品目から、順次納入するものとする。

4 納入場所

当本部で検収後、各署所へ納入すること。各署所の納入内訳は、別途指示する。

5 納入方法

1枚（枚）ごとにビニール袋に包装する。ただし、当本部が別に指示した品目においては、この限りでない。また、納品書を添付すること。

6 補足事項

- (1) 受注者は、納入前に自主検査を行うこと。
- (2) 検収後であっても、欠陥または傷、汚れ、その他外観を損なう製品であると認められた場合には、受注者の責任とし、無償で補正または交換すること。
- (3) 当本部の指示があった場合は、採寸を行うこと。
- (4) 当本部の指示があった場合は、見本を製作し、承認を受けること。その場合、本製作は、見本の承認後とすること。
- (5) 仕様書の内容に疑義が生じた場合には、当本部と協議すること。